

12月決算の直前対策

VI

経過措置、表示・開示など 収益認識基準の 早期適用ポイント

有限責任 あずさ監査法人
公認会計士 武山 圭介

はじめに

2018年3月30日、企業会計基準委員会(ASBJ)は、企業会計基準29号「収益認識に関する会計基準」(以下、「基準」といふ)および企業会計基準適用指針30号「収益認識に関する会計基準の適用指針」(以下、「適用指針」といふ)(以下、あわせて「新収益認識基準」といふ)を公表した。

新収益認識基準は2021年4月1日以後開始する連結会計年度および事業年度の期首から適用されることとなる(基準81項)が、2018年4月1日以後開始する連結会計年度および事業年度の期首から新収益認識基準を適用することができ(基準82項)、また、2018年12月31日に終了する連結会計年度および事業年度から2019年3月30日に終了

する連結会計年度および事業年度までにおける年度末に係る連結財務諸表および個別財務諸表から新収益認識基準を適用することもできるとされている(基準83項)。そのため、12月決算企業のなかには新収益認識基準を早期適用することを検討している企業もあると思われる。また、早期適用を行わない場合であっても、財務諸表において未適用の会計基準等に関する注記が求められることと

なる。そのため、当期の決算において新収益認識基準がどのように影響を及ぼすかについて、早期に把握しておくことが重要である。

本稿では、新収益認識基準の定めのうち、12月決算企業が新収益認識基準を早期適用する場合の経過措置の適用および有価証券報告書の表示および開示について、実務上の留意点について解説する。

新収益認識基準を早期適用する場合のポイント

経過措置

(1) 適用にあたっての経過措置

新収益認識基準の適用にあたって

の経過措置に関しては、次のとおり定められている。

- ・適用初年度においては、会計基準等の改正に伴う会計方針の変更として取り扱い、原則として、新たな会計方針を過去の期間のすべてに適用する(以下、「原則的な取扱」といふ)(基準84項)
- ・適用初年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の適用初年度の累積的影響額を、適用初年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用することができる(以下、「基準84項ただし書きの方法」といふ)(基準84項ただし書き)
- ・国際財務報告基準(IFRS)または米国会計基準を連結財務諸表に適用している企業(またはその連結子会社)が当該企業の個別財務諸表に本会計基準を適用する場合には、本会計基準の適用初年度において、IFRS15号「顧客との契約から生じる収益」(以下、「IFRS15号」といふ)またはFASB Accounting Standards Codification(米国会計基準審議会(FASB)による会計基準のコード化体系)のトピック606「顧客との契約から生じる収益」(以下、「トピック606」といふ)のいずれかの経過措置の定めを適用することができる(基準87項)

12月決算企業が新収益認識基準を早期適用する場合に、原則的な取扱いに従う場合と基準84項ただし書き